

ームレスの特徴が、ホームレス支援の最大の課題は就労支援にあるということを行政に認識させ、「就労自立アプローチ」を中心とするホームレス対策を組み立ててきたといっていだろ。そして、そうしたホームレスの就労支援の中核に位置づけられる事業が、本研究で扱う自立支援センターである。

ただし、そうした位置づけを持つ自立支援センター事業は、必ずしも順調に就労支援を展開できているわけではない。全国の自立支援センターにおける利用者の就労自立率は、およそ 50%程度と言われており<sup>3</sup>、残りの 50%程度は就労自立を果たすことができていない。また、就労自立を果たして退所しても、なかなかその就労を継続させることができていないことも報告されている。当然、より効果的な自立支援センター事業のあり方が問われることとなる。

ところで、2002年に施行された特別措置法は、10年間の時限立法であり、施行後5年を目途に見直しを図ることが附則に規定されている。また、2004年ごろにいくつかの自治体が相次いで策定した実施計画も、多くは計画期間を5年としている。すなわち、2007年から2009年ごろにかけて、この間のホームレス対策が総括され、その後の5年間の施策のあり方が議論されていくことが予想される。特に、少なくとも前半の5年間におけるホームレス対策の中核を担ってきた自立支援センター事業は、上記のような課題を抱えていることからすると、これまでの事業の成果と課題を検証する必要性に迫られているといえるだろう。

本研究は、以上のような問題意識に基づき、名古屋市で最初に開設された自立支援センターである「自立支援事業あつた」の成果と課題を分析することによって、自立支援センター事業全体のあり方を考察することを目的とする。

なお、2005年度より生活保護制度で導入された自立支援プログラムは、就労による自立を中心的に目指しているという点だけでなく、トライアル雇用や技能講習といった具体的な支援メニューにおいても、ホームレスの自立支援施策との共通性を持っているように見える。その意味で、ホームレスの自立支援施策は、生活保護の自立支援プログラムに先駆けた、いわばパイロット的な存在と捉えてよく、ホームレスの自立支援センターで生じている課題は、生活保護の領域でも今後生じてくることになると予想してよいだろう。したがって、ホームレス自立支援センター事業のあり方を考察することは、生活保護の自立支援プログラムのあり方を考察することにもつながるのであり、本研究は、パースペクティブとしては、その点にも焦点を当てていることを付け加えておく。

## 2 研究課題と方法

### (1) 自立支援事業あつたの概要

自立支援事業あつた（以下、センター）は、「住居のない方が地域社会の中で自立した生活が営めるよう生活相談、職業相談を行うことで就労による自立を支援する施設」であり、2002年11月に名古屋市で初めての自立支援センターとして開設された。

---

<sup>3</sup> 例えば、やや古いデータではあるが、特別区人事・厚生事務組合厚生部業務課（2003）は、東京都の自立支援センターにおける「住宅確保」と「住み込み」を合わせた就労自立率が50.1%であることを報告している。また、水内・花野（2003）は、大阪市の自立支援センターを就労しながら退所した者が45.7%であることを報告している。

定員は 92 名（男性のみ）で入所期間は原則 6 ヶ月以内（最大 1 ヶ月の延長可）とされ、名古屋市から委託を受けた社会福祉法人が運営している。

入所を希望する者は、まず福祉事務所に相談し、福祉事務所が入所を判断しセンターに依頼する形をとっている。入所する前に名古屋市が設置する一時保護所にいったん入所し、就労意欲や心身の状態を見ることになっている。ただし、市内に 2 ヶ所設置されているシェルターからセンターへ入所する場合は、一時保護所を経由しない。

入所者は、12 人 1 部屋の居室に入居し、1 日 3 回の食事のほか、風呂や日用品等の提供、健康相談、就労訓練事業（所内清掃・周辺地域の美化活動に従事し配分金を受給：1 人の入所者あたり月に約 8 回程度従事し、1 回あたり 1,400 円の配分金を受給）などの生活支援を受ける。また、住民票設定や住宅相談、負債清算等の社会生活支援も受ける。そして、就労支援のメニューとしては、次のようなものがある。すなわち、①職業相談員による職業相談・職業斡旋、②能力活用推進員による就職先の開拓、③現金の支給・貸付（外食費および求職・通院時の交通費の支給、通勤時交通費および就職支度費の貸付）、④ホームレス再就職支援カウンセリング事業（履歴書作成・職探し・就職面接・就労定着などについての指導）、⑤NPO 法人による無料技能講習事業、⑥民間会社によるホームレス就業支援事業（職場体験講習の実施および職場開拓）などである。

## (2) 研究方法

本研究では、センターが把握する退所者データをもとに、その動向と特徴を統計的に把握する。

調査の実施にあたっては、まず、筆者がセンターに調査の依頼をおこなった。次に、センターの生活指導員である岩田圭司氏が、センターが保有する退所者データをプライバシー保護の観点から加工した上で、筆者に提供した。すなわち、筆者自身はセンターの保有するデータに直接触れておらず、その意味でプライバシーの保護に極力配慮した。以下では、加工されたデータをもとに分析を行う。

センターは、前述の通り、2002 年 11 月に事業を開始し、2005 年 11 月をもって開所から 3 年を迎えた。その時期的な区切りのよさから、ここでは開設から 2005 年 11 月末現在までの全退所者 486 名のデータを用い、①基本属性、②入所前の状況、③入所中の状況、④退所時の状況の 4 つの視点から分析する。

## 3 単純集計結果

### (1) 基本属性

#### ① 年齢

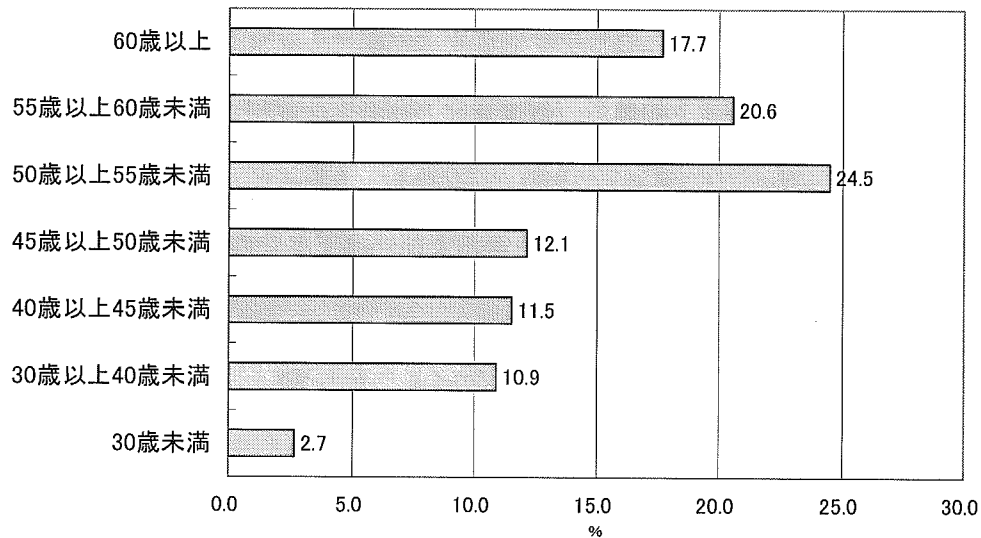
入所した時点の年齢は、平均で 50.5 歳、最高年齢は 66 歳、最低年齢は 21 歳であった。また、5 歳区分の年齢階層別に見ると、最も大きな割合を占めたのは「50 歳以上 55 歳未満」で 24.5%、次いで「55 歳以上 60 歳未満」で 20.6%であった。

なお、2001 年に行われた名古屋市のホームレス実態調査（以下、名古屋市調査<sup>4</sup>）では、平均年齢が 57.5 歳であり、年齢階層別に見ても、本調査の結果は相対的に年齢が若い傾向

<sup>4</sup> 名古屋市調査については、基礎生活保障問題研究会（2002）を参照。

にあった。自立支援センターは、就労を支援するための施設であり、稼働能力および就労の意思のある者を対象としている。当然、ホームレス全体のうち稼働年齢層にない者はこの事業の対象から原則として除外されるのであり、名古屋市調査との年齢の傾向の違いは、そうしたことを背景としている。

図表1 入所時の年齢



## ② 本籍地

本籍地では、名古屋市を含めた愛知県が 27.6%を占める。また、愛知・岐阜・三重の東海三県が合わせて 36.6%を占めており、地方別では最も多い。次いで多い地方は九州地方であり、九州八県を合わせて 21.5%を占めた。

名古屋市調査でも、「本籍地」とは異なるが、「出身地（14歳の頃に住んでいた場所）」として最も多い都道府県が愛知県で 23.1%、地方別では東海三県が 33.7%、九州八県が 23.1%であり、本調査と概ね同様の傾向にある。

図表2 本籍地

	度数	パーセント		度数	パーセント
名古屋市	65	13.4	滋賀県	3	0.6
愛知県	69	14.2	和歌山県	1	0.2
岐阜県	28	5.8	奈良県	3	0.6
三重県	16	3.3	京都府	9	1.9
北海道	34	7.0	大阪府	20	4.1
青森県	4	0.8	兵庫県	5	1.0
岩手県	5	1.0	岡山県	5	1.0
秋田県	2	0.4	鳥取県	3	0.6
宮城県	3	0.6	島根県	1	0.2
山形県	3	0.6	広島県	7	1.4
福島県	2	0.4	山口県	9	1.9
新潟県	4	0.8	香川県	4	0.8
群馬県	1	0.2	徳島県	3	0.6
茨城県	3	0.6	高知県	1	0.2
埼玉県	3	0.6	愛媛県	4	0.8
千葉県	1	0.2	福岡県	24	4.9
東京都	17	3.5	大分県	5	1.0
神奈川県	4	0.8	宮崎県	7	1.4
静岡県	13	2.7	熊本県	11	2.3
長野県	8	1.6	佐賀県	2	0.4
富山県	5	1.0	長崎県	19	3.9
石川県	6	1.2	鹿児島県	31	6.4
福井県	5	1.0	沖縄県	6	1.2
			外国籍	2	0.4
			合計	486	100.0

(2) 入所前の状況

① 依頼区

前述の通り、センターへの入所は福祉事務所が判断し、福祉事務所からセンターへ入所依頼をすることになる。入所を依頼した区として多いのは、中村区(38.3%)と中区(36.6%)である。名古屋市の都心を抱えるこの二つの区で対象者全体の7割以上を占めているのは、両区に住むホームレスが多いことを反映している。なお、シェルターを経由してセンターに入所してくる者は、すべて中区が依頼区になる。

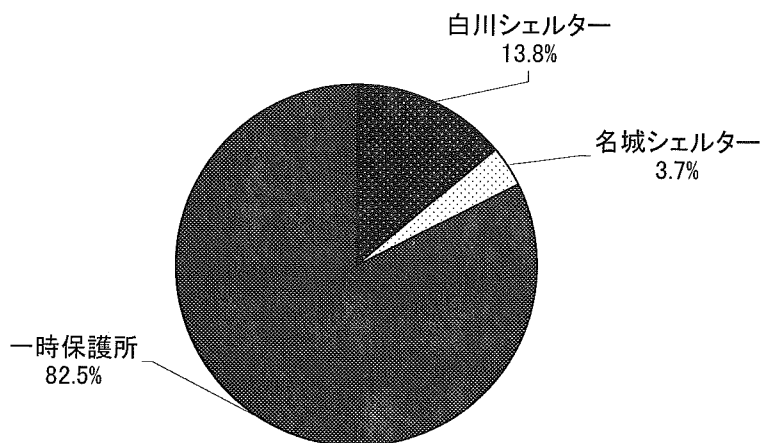
図表3 依頼区

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	千種区	7	1.4	1.4	1.4
	東区	2	0.4	0.4	1.9
	北区	14	2.9	2.9	4.7
	西区	11	2.3	2.3	7.0
	中村区	186	38.3	38.3	45.3
	中区	178	36.6	36.6	81.9
	昭和区	4	0.8	0.8	82.7
	瑞穂区	2	0.4	0.4	83.1
	熱田区	48	9.9	9.9	93.0
	中川区	10	2.1	2.1	95.1
	港区	12	2.5	2.5	97.5
	南区	7	1.4	1.4	99.0
	緑区	1	0.2	0.2	99.2
	名東区	2	0.4	0.4	99.6
	天白区	2	0.4	0.4	100.0
	合計	486	100.0	100.0	

② センター入所直前に入所していた施設

センターに入所する直前に入所していた施設としては、白川公園前宿泊所、名城公園宿泊所、一時保護所の3つがある。最も多いのは一時保護所（82.5%）であり、ほとんどの入所者は、シェルター経由ではなく福祉事務所に直接相談してセンターに入所していることが分かる。

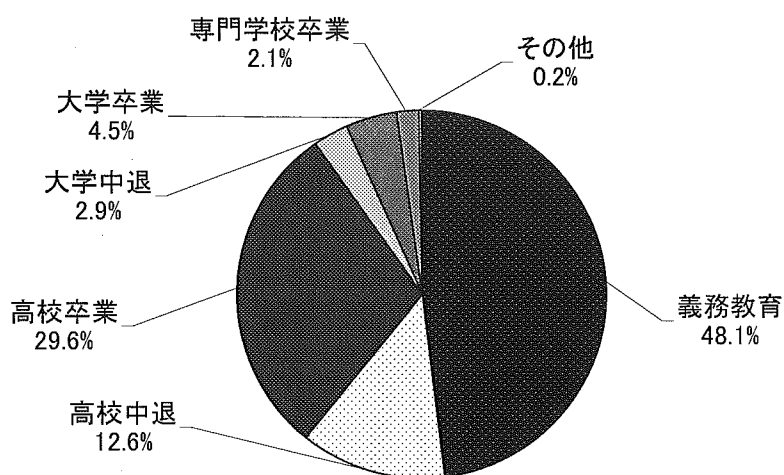
図表4 入所直前の施設



### ③ 学歴

対象者の最終学歴は、「義務教育」が48.1%、「高校中退」が12.6%と、義務教育卒業以下が6割程度を占めている。ただし、高校卒業以上の退所者も4割程度いる。

図表5 学歴

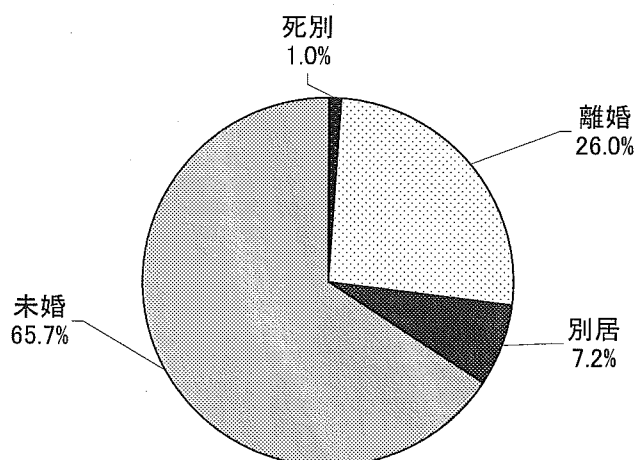


### ④ 結婚歴と子どもの有無

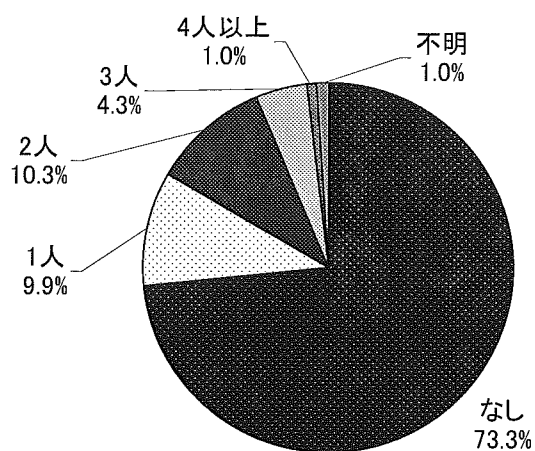
対象者のうち、結婚経験のある者は、「死別」「別居」「離婚」を合わせて34.3%であり、結婚経験のない者が6割以上を占めている。全国調査において、結婚経験「あり」が53.4%、「なし」が46.6%であったことと比べると、本調査対象者の結婚経験者の割合の低さが目立っている。

なお、子どもの有無に関しては、一人以上の子どもが「いる」者は25.5%であり、ほとんどの対象者は子どもがいない。

図表6 結婚歴



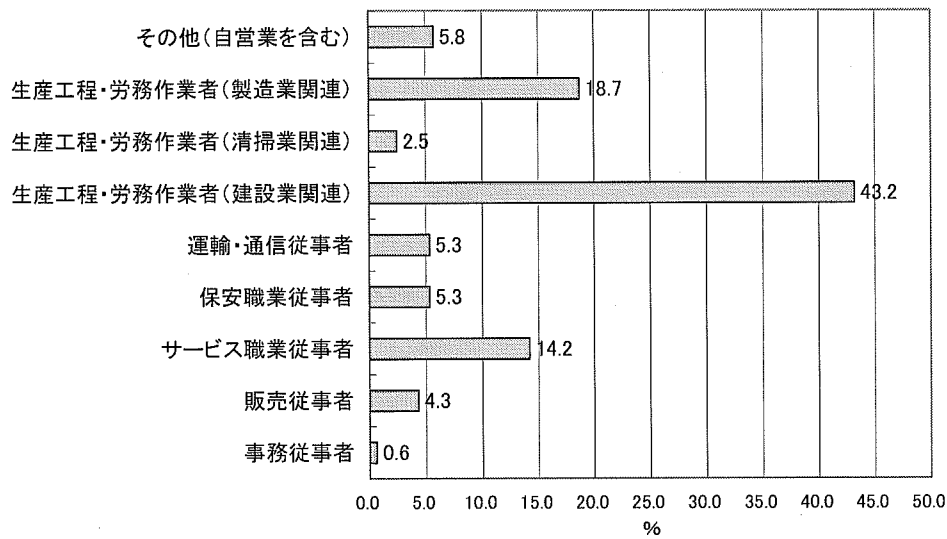
図表7 子どもの有無



### ⑤ 野宿直前職

野宿に至る直前に勤めていた仕事についてみてみよう。まず、職業分類としては、「生産工程・労務作業者」が 64.4%と最も多いことが分かる。この「生産工程・労務作業者」の内訳としては、建設業関連の仕事が 43.2%、製造業関連の仕事が 18.7%となっている。名古屋市の調査の結果では、「生産工程作業職・保安職」が 82.5%と最も多く、その内訳は、建設業が 67.2%、製造業が 9.2%となっている。本調査の対象者は、2001年時点における名古屋市のホームレス全体と比べると、生産工程作業に従事していた者の割合が低く、その中に占める製造業従事者の割合が高いことが分かる。

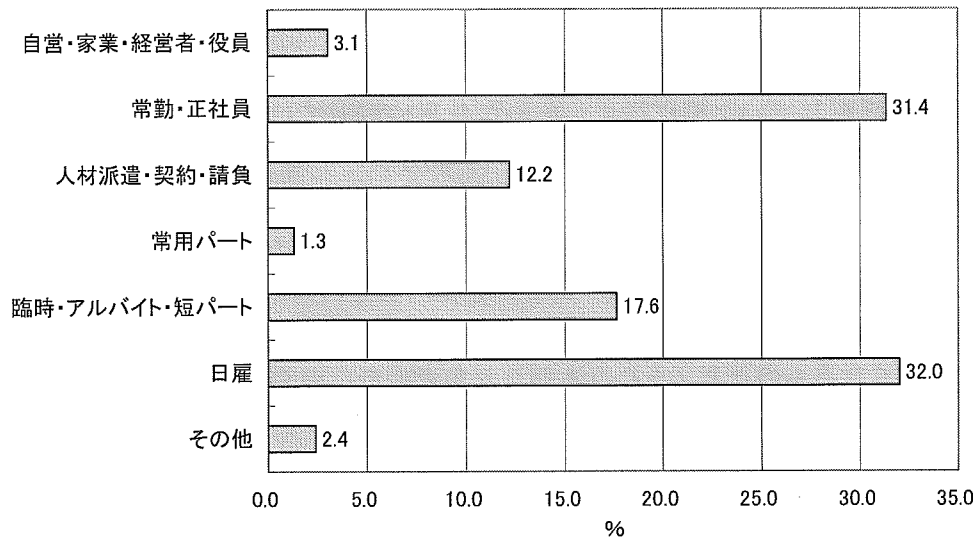
図表8 野宿直前職の職業分類



また、野宿直前職の従業上の地位についてみると、最も多いのは「日雇」で 32.0%、次いで「常勤・正社員」の 31.4%であった。ただし、従業上の地位を「安定＝自営・家業・経営者・役員、常勤・正社員」と「不安定＝人材派遣・契約・請負、常用パート、臨時・アルバイト・短パート、日雇」とに分けてみると、「安定」が 34.4%、「不安定」が 63.1%と、圧倒的に不安定職が多くなる。

名古屋市調査では、直前職の従業上の地位として最も多いのは同じく「日雇」であるが、その割合は 42.9%と高く、次いで多い「常雇」の割合も 36.8%とやや高い。「安定」「不安定」に区分してみると、「安定」が 44.6%、「不安定」が 55.4%であり、本調査の対象者は、相対的に不安定職の割合が高く、ただし「日雇」の割合自体は低いことが分かる。

図表9 野宿直前職の従業上の地位



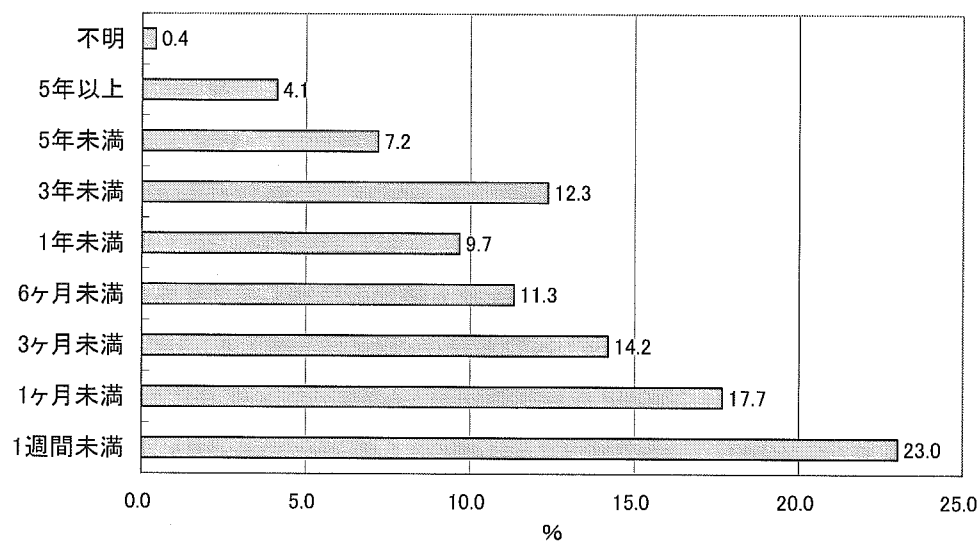


## ⑥ 野宿期間

対象者が野宿していた期間についてみると、「1週間未満」が23.0%を占めており、3ヶ月未満の野宿期間の者は54.9%、6ヶ月未満となると66.3%を占める。名古屋市調査では、3ヶ月未満の者が5.8%、6ヶ月未満まででも14.3%であり、本調査の対象者の野宿期間は圧倒的に短いことが分かる。ただし、施設などに入らずに野宿生活を現にしている人の調査時点での野宿期間と、センターに入所している人の過去の野宿期間とを比べても、適切な比較とは言えない。

そこで、2001年の名古屋市調査に合わせて実施された、名古屋市内の更生施設である植田寮入所者を対象とした調査と比較してみる。植田寮調査では、野宿期間が3ヶ月未満の者が27.6%、6ヶ月未満までみると37.9%であり、いくぶん本調査の結果に近づく。それでも、本調査の対象者は、きわめて野宿期間が短いことが分かる。

図表10 野宿期間

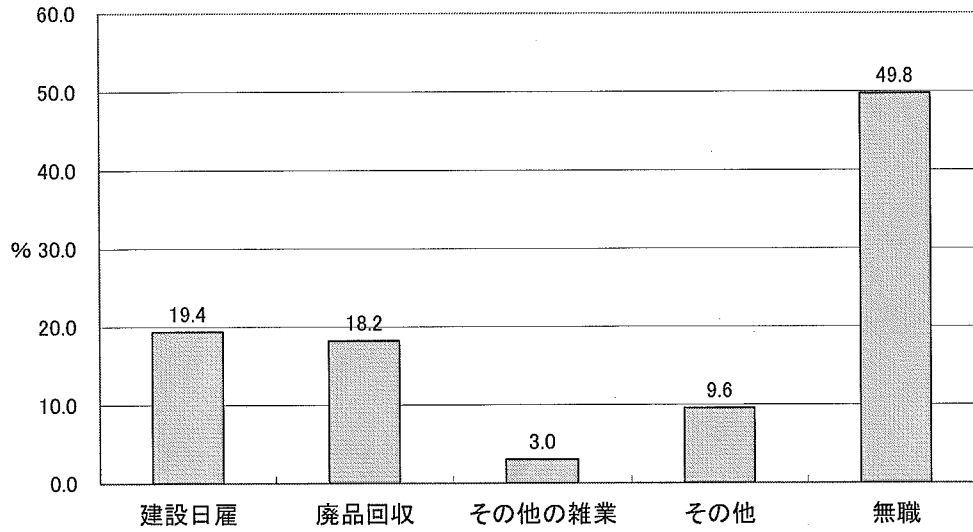


## ⑦ 野宿時の仕事

対象者が野宿生活をしていた頃に従事していた仕事に関しては、「無職」が最も多く49.8%を占める。何らかの仕事をしてきた者のうち、最も多いのは「建設日雇」19.4%、次いで「廃品回収」18.2%という結果であった。

名古屋市調査では、「無職」は28.8%に過ぎず、ホームレスの従事する仕事として名古屋では相対的に多い「廃品回収」は38.7%、「日雇」も20.7%を占めていた。一般的に、野宿期間が長くなると、野宿生活を「回していく」ために何らかの仕事に従事して生活費を稼がなければならなくなるものと考えられ、本調査対象者の野宿期間が短いことが、「無職」の比率の高さに反映しているものと予想される。このように、センター退所者は、野宿期間は短く、野宿時「無職」の比率は高い、いわば「野宿キャリア」の短い者が多いことがうかがえる。

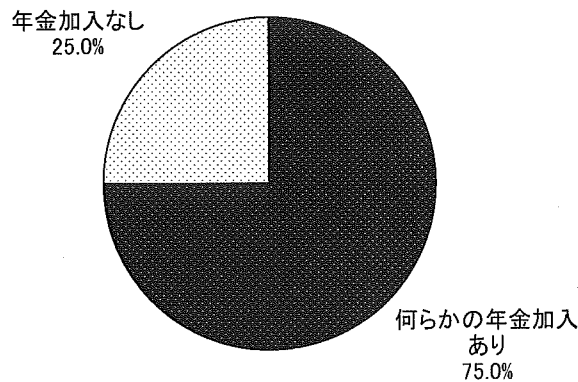
図表11 野宿時の仕事



⑧ 年金加入歴

対象者の年金加入歴については、厚生年金への加入歴がある者が 69.0%、国民年金等への加入歴がある者が 20.0%であり、年金への加入歴がまったくない者は 25.0%であった。ただし、これは、入所時の本人による申告に基づくものであり、その後の調査によって、統計的には把握されていないものの、実態が異なっていることに注意する必要がある。

図表12 年金加入歴

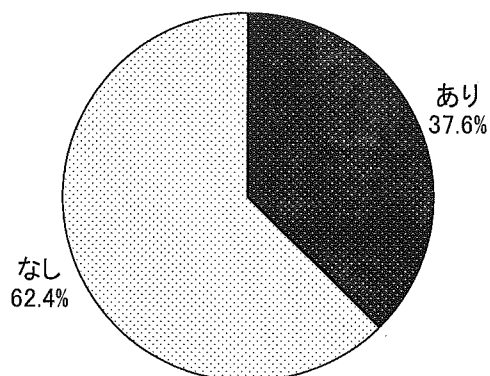


⑨ 借金の有無

対象者のうち、借金がある者は 37.6%を占める。また、借金がある者の借金の額は、最低額が 4 万円、最高額が 1,800 万円、中央値は 100 万円であった。ただし、これについて

も、入所時の本人による申告に基づくものであり、実態と異なる場合があることに注意する必要がある。

図表13 借金の有無



### (3) 入所中の状況

#### ① 入所中の就労回数

全対象者のうち、入所中に一度も仕事に就かないまま退所した者は、11.7%に過ぎない。後で見ると、退所時点で無職の者は少なくないが、それでも、ほとんどの入所者が、入所中に一度は就職していることが分かる。

図表14 入所中の就労回数

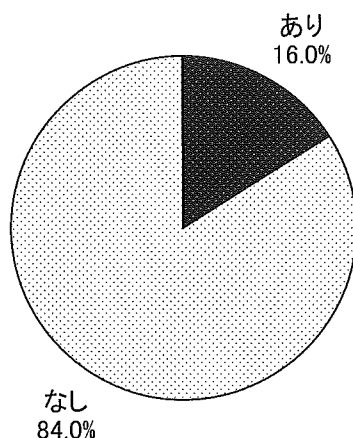
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効 0	57	11.7	11.7	11.7
1	264	54.3	54.3	66.0
2	110	22.6	22.6	88.7
3	38	7.8	7.8	96.5
4	12	2.5	2.5	99.0
5	2	0.4	0.4	99.4
6	1	0.2	0.2	99.6
7	1	0.2	0.2	99.8
8	1	0.2	0.2	100.0
合計	486	100.0	100.0	

#### ② 技能講習利用経験の有無

センターが提供している各種の就労支援メニューのうち、技能講習については、2004年

5月下旬から開始されている。同時期以降にセンターに在籍していた、2004年6月以降の退所者（244名）のうち、技能講習の利用経験がある者は39名であり、利用率は16.0%である。このプログラムが効果的であるかどうかを検証するためには、もう少し利用率を高める必要があるように思われる。

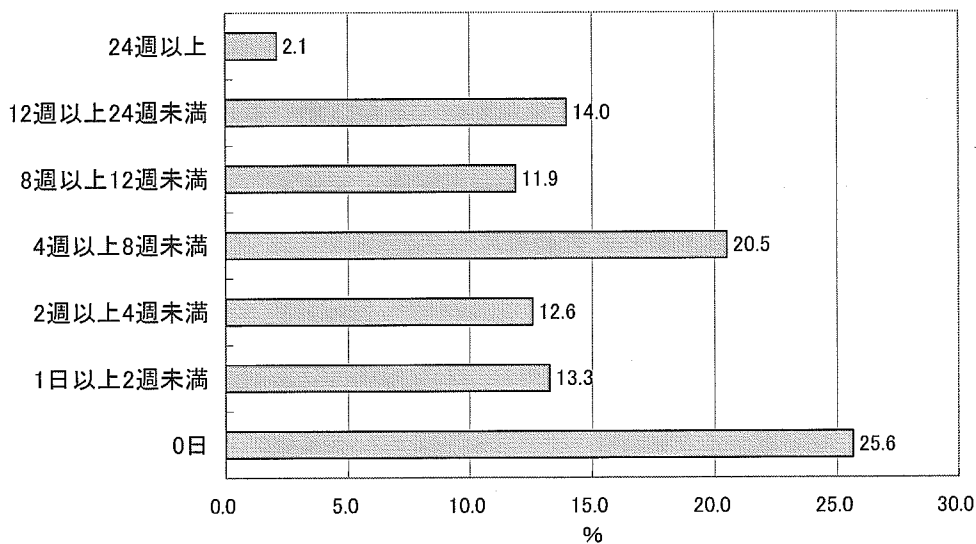
図表15 技能講習経験の有無  
(2004年6月1日以降の退所者)



### ③ 入所から最初の就業までに要した期間

前述の通り、ほとんどの入所者が、退所までに一度は就職しているが、図表16に見られるように、対象者の51.5%は入所から4週間以内に就職を決めている。また、最初の就業までの日数が「0日」の者も25.6%含まれているが、これは、入所する以前、例えば一時保護所やシェルターに入所していた段階から就職を決めていた者が含まれる。

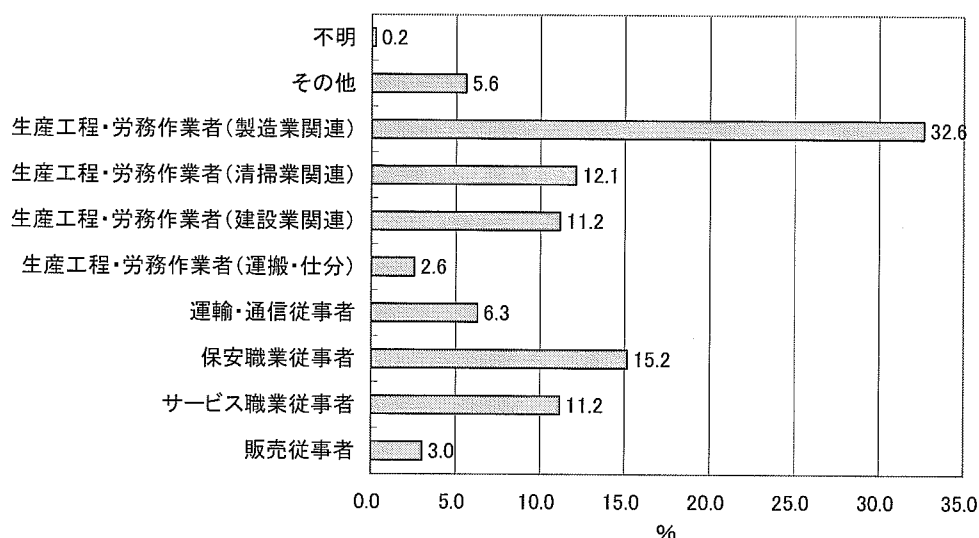
図表16 入所から就業までの期間



#### ④ 入所後最初の就業での職業

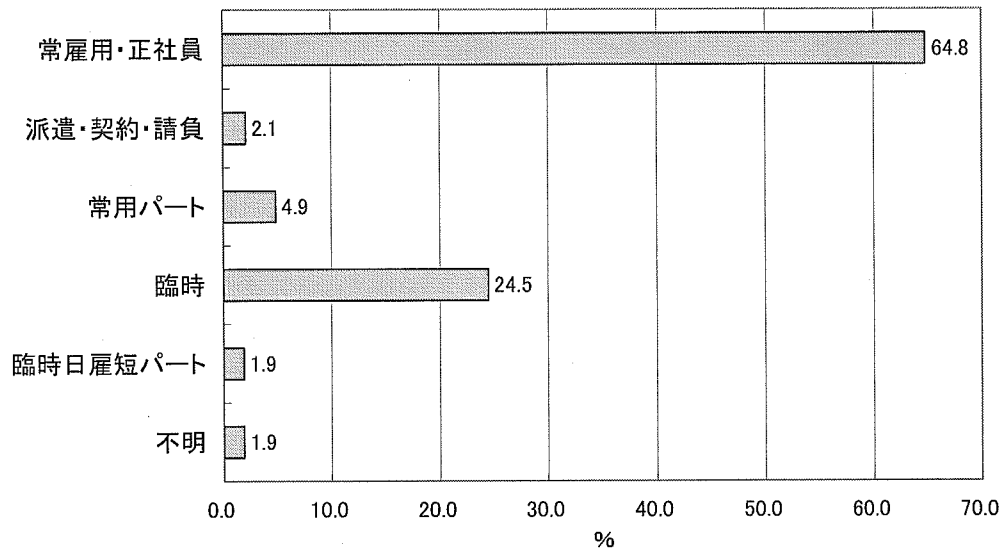
就業したもののうち、入所後最初の就業での職業分類は、「生産工程・労務作業」が58.5%と最も多くを占めている。先に見たように、野宿に至る直前に従事していた職業でも「生産工程・労務作業」が最も多くを占めており、ともすれば「野宿になる前と同じような仕事に従事した」と捉えがちであるが、その比率は直前職時と比べると5.9ポイントほど低下している。さらに、その内訳をもう少し詳しく見ると、製造業関連が32.6%と大部分を占め、清掃業関連も11.2%となっている。逆に、建設業関連は12.1%と大幅にその比率を低下させており、過去の仕事としては多かったが、センターに入所してからはあまり選択されていないことが分かる。

図表17 最初の就業の職業分類



また、従業上の地位に関しては、「常雇用・正社員」が最も多く64.8%を占めている。逆に、日雇労働を含む「臨時日雇短パート」は、1.9%と直前職に比べ大幅にその比率が低下している。むしろ、これらは、センター職員の就労に関する指導に大きく依存することになるが、それでもセンターに入所し、従事することのできる仕事の選択肢が広がった段階では、日雇労働がなかなか選択されないことには注目すべきであろう。ただし、「常雇用・正社員」が多いと言っても、近年の雇用形態の流動化を踏まえると、その実態は多様であることが予想されることにも留意する必要があるだろう。

図表18 最初の就業の従業上の地位

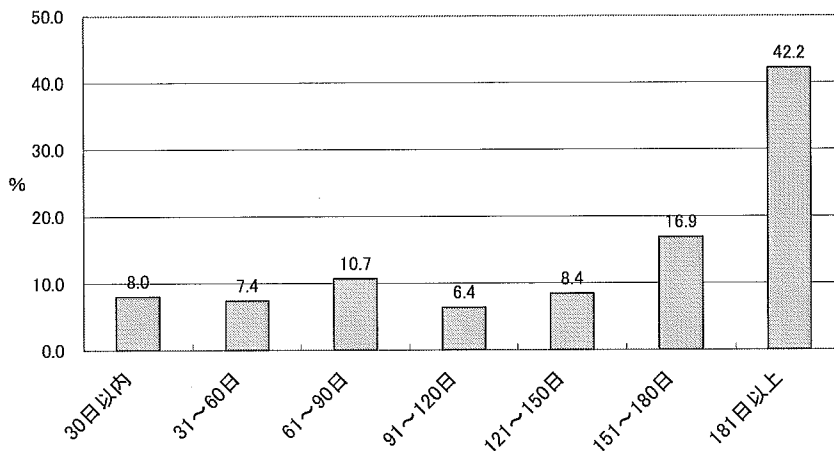


(4) 退所時の状況

① 入所期間

これまでに退所した 486 名のうち、181 日以上入所していた者が 42.2%を占めている。前述の通り、センターの入所期間は原則 6 ヶ月であるが、就労しており、かつ利用延長することにより自立の目途が立つと認められるなど、やむを得ない場合に限り最大 1 ヶ月の延長が認められる。また、生活保護を受けて退所する場合も、居所の確保のための手続きに時間を要する場合に多少の延長が認められる場合もある。ただし、ここでの集計結果から明らかのように、実際には、半数程度の退所者が 6 ヶ月を超えて入所していた。

図表19 入所日数



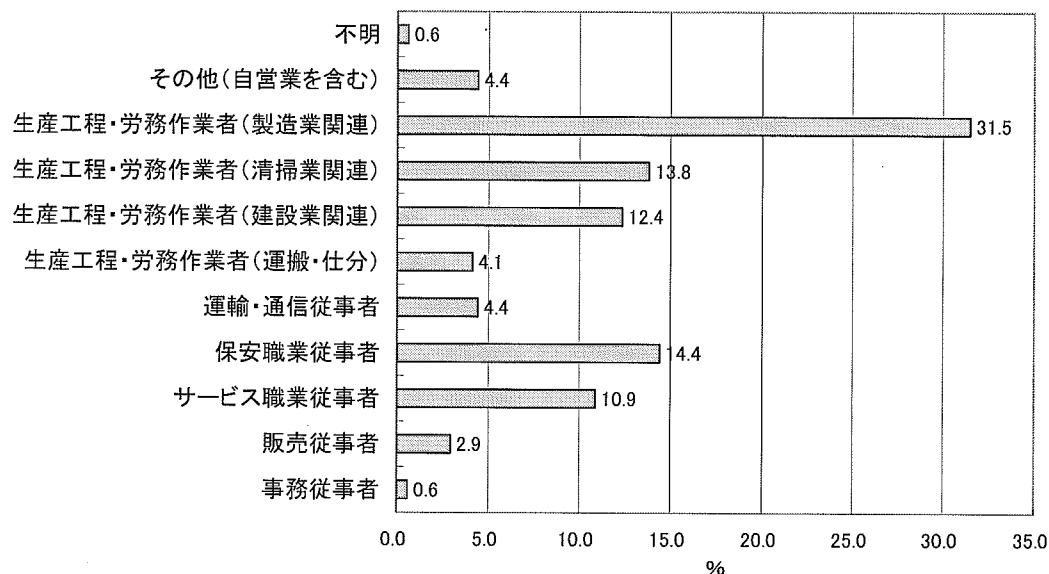
② 退所時の就労職種

まず、センターの就労自立率の高さを指摘しておかなければならない。前述の通り、各

都市の自立支援センターにおける就労自立率が概ね 50%程度であるのに対して、自立支援事業あつたのそれは、70%に及んでいる。

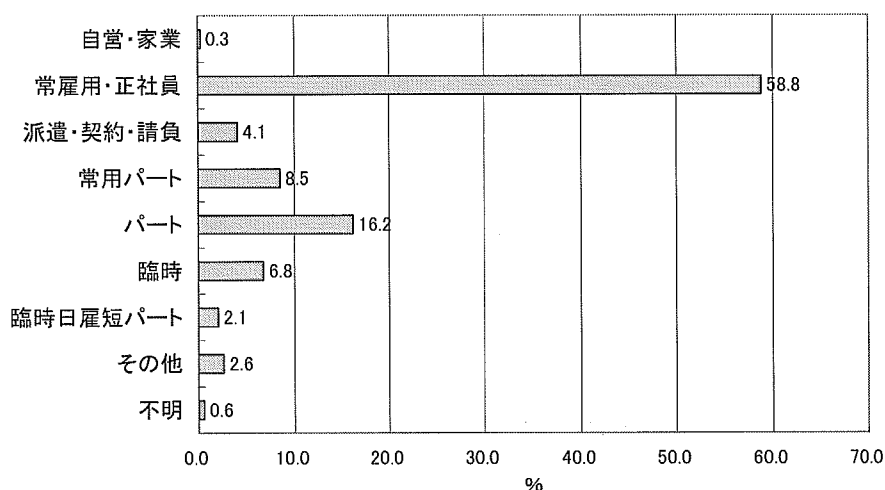
退所時点での就労職種として最も多いのは、やはり「生産工程・労務作業員」であり、61.8%を占める。若干その比率を下げているようにも見えるが、この段階では「無職」の割合が大きく増えているので、実質的には大差はないものと考えられる。その内訳も、製造業関連が 31.5%、建設業関連が 12.4%、清掃業関連が 13.8%と、入所後最初の就業とほぼ同様の傾向にあるとみてよいだろう。

図表20 退所時の仕事の職業分類



従業上の地位に関しては、「常雇用・正社員」が最も多く 58.8%を占めていることは、入所後最初の就労と同様の傾向である。ただし、「臨時」の比率が低下し、「パート」の比率が上昇していることには注目する必要がある。

図表21 退所時の仕事の従業上の地位



### ③ 退所理由

退所者の退所理由については、センターが次のように細かく分類している。

- ・ 住宅確保：就労し賃金を貯蓄して、アパート等への入居費用をその貯蓄によって賄って退所した者（一部生活保護を受給する、いわゆる「半福祉・半就労」もここに含まれる）→35.6%
- ・ 住み込み：住み込みの仕事に就職して退所した者→15.2%
- ・ 通勤寮：障害者を対象とする通勤寮に入所した者→0.2%
- ・ 就労簡宿等：簡易宿泊所での生活保護（いわゆるドヤ保護）で「半福祉・半就労」の者→0.2%
- ・ 就労その他：就労して退所したが、退所後はその他の居住形態にある者→2.1%
- ・ 居宅保護：居宅を確保して生活保護を受給した者→4.1%
- ・ 簡易保護：退所後、ドヤ保護になった者のうち未就労の者→2.3%
- ・ 救護施設：退所後、生活保護法に基づく救護施設に入所した者→0.2%
- ・ 更生施設：退所後、生活保護法に基づく更生施設に入所した者→1.6%
- ・ 宿所提供：退所後、生活保護法に基づく宿所提供施設に入所した者→1.6%
- ・ 笹島寮：退所後、名古屋市が設置する無料低額宿泊所「笹島寮」<sup>5</sup>に入所した者→0.4%
- ・ 入院：病院に入院して退所した者→1.4%
- ・ 無断退所：センターに無断で退所した者→14.6%
- ・ 強制退所：トラブルや規則違反などの理由により強制的に退所させられた者→4.5%
- ・ 集団不向：集団生活に不向きなことを理由に自主退所した者→5.8%
- ・ トラブル：センター内でのトラブルを理由に自主退所した者→1.4%
- ・ 利用期限：利用期限を迎えたものの、退所先が確保できないまま退所した者→2.5%

<sup>5</sup> ただし、笹島寮は、2003年度までで無料低額宿泊所としての事業は終了しており、現在は、生活保護法に基づく更生施設および自立支援センターの併設施設になっている。

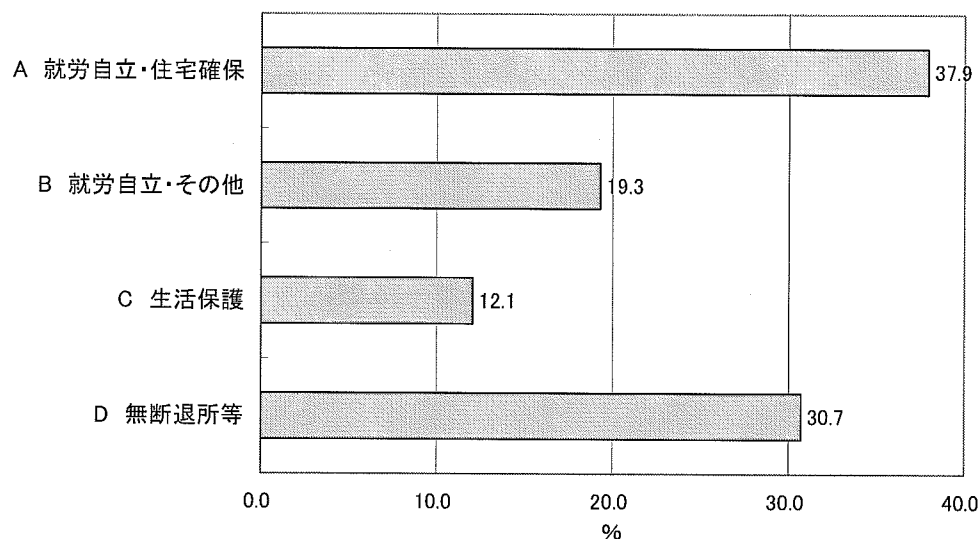


- ・ 友人宅：友人宅に住む形で退所した者→2.3%
- ・ 帰郷：実家等に帰郷するとして退所した者→2.5%
- ・ その他：その他の理由で退所した者→1.4%

センターによる以上の退所理由区分を、その内容ごとに大別してみると、次の4つのグループに分けることができるだろう。

- Aグループ：就労自立・住宅確保＝住宅確保→37.9%
- Bグループ：就労自立・その他＝住み込み、通勤寮、就労簡宿等、笹島寮、就労その他→19.3%
- Cグループ：生活保護＝居宅保護、簡易保護、救護施設、更生施設、宿所提供、入院→12.1%
- Dグループ：無断退所等＝無断退所、強制退所、集団不向、トラブル、利用期限→30.7%

図表22 退所理由(大分類)



#### 4 クロス集計結果

以上のように、「センターが提供する就労支援サービスを受けて就職し、アパート等への入居費用を貯蓄で賄い住宅を確保して退所する」という「理想的」な退所の形態は、全体の37.9%に過ぎない。その他の多くは、「就労による自立を支援する」というセンターの目的からすると、必ずしも望ましくない形で退所していることになる。今後の自立支援センター事業のあり方を考えるにあたっては、どのような人々が「就労による自立」を果たし、あるいは果たせなかったのかについて十分検証する必要があるだろう。以下では、上記の4つの退所理由区分ごとに、主に生活歴の観点からクロス集計を行い、各区分に属する人の特徴を分析してみる。

##### ①年齢

平均年齢が高かったのは、Aグループ（52.4歳）とCグループ（53.3歳）であった。年

年齢が高かったり病気や障害を抱えているなど、稼働能力がないか、あるいは低い方が生活保護を適用されやすいのが現状である。そのため、Cグループの平均年齢が高いことは容易に理解できよう。一方、Aグループの平均年齢が高いことは、やや意外な感もある。「若ければ順調に就労自立しやすい」と考えやすいが、実際はむしろAグループに属するのは年齢が高めの人たちであった。

図表23 退所理由×入所時の平均年齢

退所理由(大分類)	平均値	度数	標準偏差
A 就労自立・住宅確保	52.38	173	8.658
B 就労自立・その他	48.33	88	8.916
C 生活保護	53.33	55	7.775
D 無断退所等	48.07	140	9.706
合計	50.39	456	9.193

## ②学歴

学歴を「高卒以上」と「中卒以下（高校中退を含む）」で区分すると、高卒以上の比率が高かったのは、Aグループ（45.9%）とBグループ（45.5%）であった。学歴の高低が就職率に与える影響が大きいことを反映しているものと考えられる。

図表24 退所理由×学歴

			学歴(2区分)		合計
			義務教育以下	高卒以上	
退所理由 (大分類)	A 就労自立・住宅確保	度数	93	79	172
		退所理由(大分類)の%	54.1%	45.9%	100.0%
	B 就労自立・その他	度数	48	40	88
		退所理由(大分類)の%	54.5%	45.5%	100.0%
	C 生活保護	度数	38	17	55
		退所理由(大分類)の%	69.1%	30.9%	100.0%
	D 無断退所等	度数	93	47	140
		退所理由(大分類)の%	66.4%	33.6%	100.0%
合計	度数	272	183	455	
	退所理由(大分類)の%	59.8%	40.2%	100.0%	

## ③年金加入歴

年金加入歴のある者の比率が高かったのは、Aグループ（85.0%）であった。また、Bグループ（72.7%）も、相対的には高い比率であった。年金加入歴は、過去の職業の安定性を示す指標の一つであると考えられるが、そうであるとすれば、比較的過去に安定的な職業に従事していた者は、就労グループに属する可能性が高いものと思われる。

図表25 退所理由×年金加入歴

			何らかの年金加入歴		合計
			年金加入なし	何らかの年金加入あり	
退所理由 (大分類)	A 就労自立・住宅確保	度数	26	147	173
		退所理由(大分類)の%	15.0%	85.0%	100.0%
	B 就労自立・その他	度数	24	64	88
		退所理由(大分類)の%	27.3%	72.7%	100.0%
	C 生活保護	度数	18	37	55
		退所理由(大分類)の%	32.7%	67.3%	100.0%
	D 無断退所等	度数	45	93	138
		退所理由(大分類)の%	32.6%	67.4%	100.0%
	合計	度数	113	341	454
		退所理由(大分類)の%	24.9%	75.1%	100.0%

④結婚経験

結婚経験のある者の比率が高かったのは、Aグループ(36.4%)であり、その他のグループは平均を下回っていた。

図表26 退所理由×結婚経験の有無

			結婚経験の有無		合計
			あり	なし	
退所理由 (大分類)	A 就労自立・住宅確保	度数	63	110	173
		退所理由(大分類)の%	36.4%	63.6%	100.0%
	B 就労自立・その他	度数	25	62	87
		退所理由(大分類)の%	28.7%	71.3%	100.0%
	C 生活保護	度数	18	37	55
		退所理由(大分類)の%	32.7%	67.3%	100.0%
	D 無断退所等	度数	43	96	139
		退所理由(大分類)の%	30.9%	69.1%	100.0%
	合計	度数	149	305	454
		退所理由(大分類)の%	32.8%	67.2%	100.0%

⑤直前職

野宿直前職において、「生産工程・労務作業員」として働いていた者の比率が高かったのは、Cグループ(72.2%)とDグループ(72.2%)であった。また、直前職の従業上の地位が「安定」であった者の比率が高かったのはAグループ(40.4%)とBグループ(38.8%)であった。ホームレスの供給母体として従来から位置づけられている建設業の不安定労働者は、CグループやDグループに所属する可能性が高いことが分かる。

図表27 退所理由×直前職の職業分類

			直前職の職業分類(2区分)		合計
			生産工程・労務作業者	生産工程・労務作業者以外	
退所理由(大分類)	A 就労自立・住宅確保	度数	107	57	164
		退所理由(大分類)の%	65.2%	34.8%	100.0%
	B 就労自立・その他	度数	57	28	85
		退所理由(大分類)の%	67.1%	32.9%	100.0%
	C 生活保護	度数	39	15	54
		退所理由(大分類)の%	72.2%	27.8%	100.0%
	D 無断退所等	度数	91	35	126
		退所理由(大分類)の%	72.2%	27.8%	100.0%
合計	度数	294	135	429	
	退所理由(大分類)の%	68.5%	31.5%	100.0%	

図表28 退所理由×直前職の従業上の地位

			直前職の従業上の地位(2区分)		合計
			安定	不安定	
退所理由(大分類)	A 就労自立・住宅確保	度数	65	96	161
		退所理由(大分類)の%	40.4%	59.6%	100.0%
	B 就労自立・その他	度数	31	49	80
		退所理由(大分類)の%	38.8%	61.3%	100.0%
	C 生活保護	度数	15	35	50
		退所理由(大分類)の%	30.0%	70.0%	100.0%
	D 無断退所等	度数	40	89	129
		退所理由(大分類)の%	31.0%	69.0%	100.0%
合計	度数	151	269	420	
	退所理由(大分類)の%	36.0%	64.0%	100.0%	

#### ⑥野宿時の状況

野宿期間が6ヶ月以上ある者の比率が高かったのは、Aグループ(36.4%)とCグループ(40.0%)であった。また、野宿時に何らかの仕事に従事していた者の比率が高かったのは、Aグループ(50.0%)、Cグループ(60.8%)、Dグループ(51.6%)であった。これらの項目は、ホームレスとしての定着の度合い、言わば「野宿キャリア」の長さを示すものと思われるが、特にCグループの「野宿キャリア」の長さとはBグループの短さが目立った。